

## 独立行政法人勤労者退職金共済機構役員退職金規程

(平成15年10月1日)

改正 平成16年 1月1日

改正 平成25年 3月1日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第62条の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）の退職金の支給について定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 退職金は、役員が退職した場合にその者（役員が死亡した場合にはその遺族）に支給する。ただし、役員が通則法第23条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号に掲げる事由に該当することにより解任されたときを除く。）は、この限りではない。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、在職期間1月につき、その者の退職又は死亡当時における俸給月額に100分の12.5の割合及び100分の86.35の割合を乗じて得た額に厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段及び第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在職期間1月につき、退職又は死亡の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合及び100分の86.35の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間（役職別期間を含む。）の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

2 第3条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が次条の規定により引き続き在職したものとして計算される在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の取扱)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命ぜられたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員を命ぜられたときも同様とする。

(国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職金に係る特例)

第6条 役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項に規定する国家公務員として在職した期間の第3条第1項ただし書の適用に係る俸給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し理事長が別に定める額とする。

3 国家公務員が、国の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職金は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項に該当する役員を除く。）の退職金の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合における第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、役員の退職の日における俸給月額については、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続きいた在職期間等を勘案し理事長が別に定める額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号によるものとし、第2号及び第3号に掲げるものの優先順位はそれぞれ当該各号に掲げる順とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他の親族で役員の死亡当時主としてその収入により生計を維持し又は生計を共にしていたもの
  - (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しないもの
  - 2 前項第2号及び第3号中、父母については、養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
  - 3 退職金を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上ある場合には、その人数により等分して支給する。
- (起訴中に退職した場合等の退職金の取扱い)

第8条 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金を支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職した役員に対しまだ退職金が支払われていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職金の支給の一時差止)

第9条 理事長は、退職した役員に対しまだ退職金が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職金を支給することが、機構の信用を確保し、退職金制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職金の支給を一時差し止めることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による退職金の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく退職の日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職金の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止

処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職金の返納)

第10条 退職した役員に対し退職金を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給した退職金の全部又は一部を返納させることができる。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第12条 退職金の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成14年法律第164号）附則第2条の規定による旧勤労者退職金共済機構（以下「旧法人」という。）の解散に伴い旧法人の役員を退職し、引き続き機構の役員に任命された者（以下「継続役員」という。）の在職期間には、その者の旧法人の役員としての在職期間を含むものとする。
- 3 継続役員のうち、平成14年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に旧法人に在職する役員が同日における役職と同等の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合であって、その者の退職の日の俸給月額が基準日の前日のその者の俸給月額を下回るときにおける退職金の額は、本則第3条第1項の規定にかかわらず、基準日の前日における俸給月額に旧法人の役員への任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と当該退職の日における俸給月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。
- 4 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第4条第1項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 平成16年1月1日の前日に在職する役員についてのこの規程の施行前の

在職期間に係る退職金の額の算定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行し、改正後の規定は平成25年1月1日より適用する。
- 2 第3条中「100分の86.35」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の95.45」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の90.90」とする。